

茨城県報

第7204号

昭和58年12月19日

月曜日

目次

告 示

	ページ
●字区域の変更(5件)(地方課)	1
●水郷筑波国定公園の公園事業の一部変更(観光物産課)	3
●花園花貫県立自然公園の公園事業の一部決定(")	4
●保安林指定の解除予定(林業課)	4
●新規土地改良事業の審査(7件)(農地管理課)	4
●換地計画の適当決定(")	7
●土地改良法に基づく換地処分(3件)(")	7
●道路の区域変更(道路維持課)	8
●土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	8
●土地区画整理法に基づく換地処分(")	9

公 告

●土地立ち入り測量(2件)(用地課)	9
--------------------------	---

告 示

茨城県告示第1705号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、茨城町長から土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業に伴い町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和58年12月20日から効力を生ずるものである。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹内 藤 男

大字上飯沼字館ノ内 2の407, 2の408

大字小幡字西峯 68の82, 68の86, 68の97, 68の118, 68の138, 68の191, 68の193から68の196ま

で

大字橋場美字西花蔵 512の47

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字上飯沼字中野場に変更

茨城県告示第1706号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、美野里町長から土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業に伴い町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和58年12月20日から効力を生ずるものである。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字上飯沼字中野場 2の410, 2の411

及びこれに伴う国有地の水路の一部を大字橋場美字西花蔵に変更

茨城県告示第1707号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、美野里町長から土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業に伴い町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和58年12月20日から効力を生ずるものである。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字柴高字向山 906の1, 906の2, 907, 908の1, 908の2, 909の2, 913の2, 915の2, 916の2, 924から926まで, 930から940まで, 942

〃 字堀ノ内 927の2

〃 字地藏坂 928の2

〃 字池下 929

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字柴高字上浦に変更

茨城県告示第1708号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、七会村長から土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業に伴い村内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和58年12月20日から効力を生ずるものである。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字徳蔵字関取前 139の1

〃 字三斗蒔 140の1, 140の2, 141, 143から145まで, 145の1, 145の2, 146の1, 147の1, 148の1, 149の1, 150, 164から168まで, 169の1, 170の1, 171の1, 172から174まで, 179

- " 字錫杖`町 180の1, 181の1, 182の1
- " 字茂平田 191の1
- " 字堀合 192, 192の1, 193の1, 193の3, 193の4, 194から198まで
- " 字岩ノ入 208の1, 217の2, 218の2, 220の2
- " 字久保前 209の1, 213, 214の1, 215の2
- " 字柿町 823の1, 823の4

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字徳蔵字北浦に変更

大字徳蔵字久保前 209の2, 215の1, 216

- " 字川和久 774の4, 774の6, 774の7から774の10まで, 775の4

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字徳蔵字岩ノ入に変更

茨城県告示第1709号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により, 大洗町長から土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業に伴い町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は, 昭和58年12月20日から効力を生ずるものである。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

磯浜町字吹上 5025の1, 5027の1, 5027の4, 5063の1, 5064, 5082の1, 5087の2, 5087の3, 5087の6, 5087の7, 5087の10

- " 字根本 5053の1, 5053の2, 5054, 5055の1, 5055の2, 5056, 5057の1, 5144の1, 5145, 5147から5151まで, 5152の1, 5159から5166まで, 5166の1, 5167の1, 5168の1

- " 字吹上ハサマ 5058の1, 5059から5061まで, 5065から5078まで, 5080, 5083

- " 字竹ノ下 5079, 5081

- " 字狭間 5084から5086まで

上記を和銅に変更

茨城県告示第1710号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第12条第3項の規定に基づき, 水郷筑波国定公園の公園事業の一部を次のとおり変更した。

なお, 変更後の公園事業の位置を表示した図面は, 茨城県商工労働部観光物産課に備え付けて縦覧に供する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 公園事業の種類

首都圏自然歩道線道路 (歩道) 事業 (昭和58年1月31日茨城県告示第128号で公示)

2 変更の部分

「(真壁郡真壁町・湯袋峠) (真壁郡真壁町・山尾)
 (真壁郡真壁町・薬王院) を (真壁郡真壁町・羽鳥) に変更
 (筑波郡筑波町・平沢)」 (筑波郡筑波町・平沢)
 (新治郡千代田村・閑居山)」

茨城県告示第1711号

茨城県立自然公園条例 (昭和37年茨城県条例第17号) 第5条第1項の規定に基づき、花園花貫県立自然公園の公園事業の一部を決定したので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、茨城県商工労働部観光物産課に備え付けて縦覧に供する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹内 藤 男

公園事業の種類 位 置

伊 師 浜 宿 舎 (増築) 多賀郡十王町大字伊師

茨城県告示第1712号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

高萩市大字下君田字田代1850 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び高萩市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1713号

牛久沼土地改良区が行おうとする坪堀地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
牛久沼土地改良区定款の写し
坪堀地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和58年12月22日から昭和59年1月10日まで
- 3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所、河内村役場

茨城県告示第1714号

牛久沼土地改良区が行おうとする馴染第一地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
牛久沼土地改良区定款の写し
馴染第一地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和58年12月22日から昭和59年1月10日まで
- 3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第1715号

牛久沼土地改良区が行おうとする花丸地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
牛久沼土地改良区定款の写し
花丸地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和58年12月22日から昭和59年1月10日まで
- 3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第1716号

牛久沼土地改良区が行おうとする皿沼地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款の写し

皿沼地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年12月22日から昭和59年1月10日まで

3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第1717号

牛久沼土地改良区が行おうとする川原代第一地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款の写し

川原代第一地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年12月22日から昭和59年1月10日まで

3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第1718号

牛久沼土地改良区が行おうとする下佐沼第一地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款の写し

下佐沼第一地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年12月22日から昭和59年1月10日まで

3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第1719号

豊田新利根土地改良区が行おうとする柴崎堰第二地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
豊田新利根土地改良区定款の写し
柴崎堰第二地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和58年12月22日から昭和59年1月10日まで
- 3 縦覧の場所 新利根村役場

茨城県告示第1720号

昭和58年11月17日付けで認可申請のあつた宮田地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和58年12月23日から昭和59年1月19日まで
- 3 縦覧の場所 美和村役場

茨城県告示第1721号

昭和58年4月25日付け農管指令第212号をもつて認可した五里峯地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1722号

昭和58年10月12日付け農管指令第433号をもつて認可した柴高地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1723号

昭和58年8月19日付け農管指令第386号をもつて認可した徳蔵上地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1724号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年12月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山王下妻線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡八千代町大字高崎 字神明後737番1地先から	旧	メートル 最大 10.00 最小 3.80	メートル 1,073.00	
下妻市大字黒駒字奥内 133番2地先まで		最大 40.00 最小 6.50	1,225.00	
下妻市大字黒駒字北ノ内 17番3地先から	新	最大 8.10 最小 4.50	716.00	旧道区間の一部を八千代町へ移管するための区域変更
下妻市大字黒駒字奥内 133番2地先まで		最大 40.00 最小 6.50	1,225.00	
結城郡八千代町大字高崎 字神明後737番1地先から				
下妻市大字黒駒字奥内 133番2地先まで				

茨城県告示第1725号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第1項の規定により後瀬ヶ島土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組合の名称 後瀬ヶ島土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和56年4月2日から昭和61年3月31日まで
- 3 施行地区 日立市久慈町4丁目の一部
- 4 事務所の所在地 日立市助川町1丁目1-1
日立市役所内
- 5 設立認可の年月日
昭和56年4月2日
- 6 変更の主な内容 測量に伴う面積の変更, 資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日
昭和58年12月19日

茨城県告示第1726号

大洗吹上土地区画整理組合施行の大洗吹上土地区画整理事業については、換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により立入の許可をしたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別架空送電線路（見川線）新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

水戸市飯島町字伊古田，字前田川岸，字薬師原，字下田，字竹の下，字松下前，字葉山，字平八，字谷向及び字池下地内

〃 河和田町字谷中，字町田，字長谷原，字遠原，字原，字西中曾根，字東中曾根及び字丹下二ノ牧地内

〃 小吹町字権現前，字西原，字西原三ノ台，字権現脇，字一ノ久保及び字森子塚地内

〃 見川町字市毛山下，字神谷原，字井戸尻及び字大山台地内

〃 大塚町字町田，字川向及び字井戸尻地内

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和58年12月25日から昭和59年4月20日まで

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和58年12月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 県道結城下妻線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

結城市大字久保田字本田及び字新田地内

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和58年12月19日から昭和59年2月19日まで

★ 県政の総覧～県民の六法★

……… 茨 城 県 報 ………

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所